

令和4年1月

被保険者各位

田辺三菱製薬健康保険組合

令和4年1月から健康保険法等の一部が改正されます

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」の一部施行に伴い、令和4年1月1日から次のとおり手続き方法等が変更になります。

1. 傷病手当金の支給期間が通算化されます

【現行】 支給開始日から起算して1年6ヵ月を超えない期間

【改正後】 *支給開始日から通算して1年6ヵ月間

*令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金が対象

2. 任意継続被保険者制度の見直し

①任意脱退が可能になります

【現行】 本人の都合(任意)で脱退することはできません。

【改正後】 本人が脱退の申し出を行い、健保組合が申し出を受理した翌月1日から、脱退できるようになります。

②標準報酬月額を規約で定めることが可能となります。

【現行】 任意継続保険料は、「退職前の報酬月額」と「健保の平均報酬月額」のうち「どちらか低い方の月額」が適用されています。

【改正後】 健保組合の規約を変更すれば「退職前の報酬月額」や「健保組合が一定条件で設定した月額」を適用することができるようになります。

<当健保組合の対応については決まりご案内いたします>

3. 産科医療補償制度対象外分娩に対する（家族）出産育児一時金が見直されます

【現 行】 40万4,000円

【改正後】 40万8,000円

産科医療補償制度加入機関での出産は現行のまま42万円で変更なし

制度詳細は添付資料をご参照ください。

以上

添付資料	法改正案内.pdf	
問合せ先	田辺三菱製薬健康保険組合	mtpc-ho-tanabe-kenpo-ml@ml.mt-pharma.co.jp